

平成12年9月14日

郵政省 電気通信局 電気通信事業部 事業政策課
「IT革命を推進するための電気通信事業における
競争政策の在り方」 担当殿

四国電力株式会社

経営企画部 調査課長 西崎明文

(住所:香川県高松市丸の内2番5号)

「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」
に関する意見提出について

標記につきまして、以下のとおり、意見を提出いたしますので、よろしくお取
りはからい下さいますようお願いいたします。

（意見提出の趣旨）

IT時代に対応した情報通信インフラの円滑な整備が重要であることは十分
認識しております、そのために弊社としても可能な範囲で協力していきたいと考え
ている。

一方、電気通信審議会では、今後特別部会において、「IT革命を推進するた
めの電気通信事業における競争政策の在り方」について調査審議が行われると
のことであるが、その中の主な論点の1つに、「線路敷設の円滑化方策」が取り
上げられている。

この線路敷設権については、電気通信事業者のみならず、我々電気事業者に
も大いに関係する問題であることから、電柱や管路等を所有している立場から、
一言意見を申し述べたい。

1. 線路敷設権問題を巡る状況

○ 線路敷設権問題については、関係省庁会議において、平成10年4月以来、

関係企業・団体や米国、EU等、国内外から幅広く意見・要望を聴取しつつ、検討が行われており、その検討結果やそれに基づく関係事業者による自主的改善策が公表されている。

- 弊社においても、関係省庁会議の検討を踏まえ、自主的な改善措置を講じている。具体的には、以下のとおり。

- 平成11年3月に、電柱共架に関する共架料金・共架条件・対応窓口等を記載したパンフレットを公表するとともに、電気通信事業者やケーブルテレビ事業者等からの利用申込みに対して、電柱の限られた空きスペースを有効に利用いただけるよう、公平かつ公正な運用に努めているところである。平成11年の1年間の実績をみても、四国で約9000本程度の電柱共架申込みがあり、全数について共架契約をしている。
- 一方、管路・洞道についても、本年6月に、電気の安定供給に支障を及ぼさないことを前提に、利用にあたっての手続きや利用条件、対応窓口等を公表したところであるが、現在のところ具体的な利用申込みはない。

2. 線路敷設権の法制化議論の問題点

- 昨今、電柱等について法律によるアクセス義務付けの検討がなされるとの報道を目にすると、今後、特別部会において、仮にこうした法制化を指向した検討が行われるとするならば、電気事業にとっては、極めて重大な影響が懸念される。
- 例えば、電柱は、地域のお客さまに電気を安全に供給するため、道路管理者の許可や地権者の了承を得て建設しているが、その一方で、電話線、街路灯、交通信号、交通標識、ケーブルテレビ敷設など、公衆安全や地域生活の一助として、多種多様な目的に利用されている。

こうした電柱の建設にあたっては、道路法により、民有地への建設が優先され、公道への建設が難しいケースが多いため、弊社の電柱の8割が、地権者の理解と協力のもとに、民有地に建設されている状況にある。

しかしながら、最近は、地権者の権利意識の高まりとともに、民有地への電柱建設が日増しに困難になりつつある。(あらゆるインフラが、こうした地権者のご理解のもとに構築されているという事実が軽視されがちではないか)

今後の増大する電力需要に対応し、設備を建設していくためには、こうし

た地権者のご理解、ご協力が不可欠であり、そのためには、私権の制限につながるような法制化という措置は、国土の狭い我が国にはふさわしくないと考えている。

- 前述のとおり、弊社では、自主的な取り組みにより、電気通信事業者やケーブルテレビ事業者のニーズにお応えしてきており、また、本年3月に公表された関係省庁会議のレビュー結果においても、「事業者に対して設備の提供を新たに法律により義務づける必要性を見いだすには至らなかった」との統一見解が示されている。

※ 本年8月に公表された「地域アクセス網における実質競争の実現方策に関する研究会」の報告書においても、法制化やガイドラインの策定について提言されているが、これは、関係省庁会議の統一見解とも整合性を欠くものである。

- 我々電気事業者としては、高度情報化社会実現の重要性は十分認識しているが、そのために電気事業の運営に影響が生じることは容認し難いことである。是非慎重な検討をお願いしたい。

以上